

施策評価シート《マネジメントシート》

施策名	人権・男女共同参画対策の充実			
施策の体系	基本目標	ひとを育むまち	施策の主担当課名	人権男女共同参画課
	基本施策	心とからだ育成プロジェクト	関係課名	総務課
	施策コード	B-4-7	シート作成者名	水上勝則

① 施策の現状と課題	<p>本市では、人権の重要性を考え、様々な人権問題の解決を目指し、「行橋市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発を推進しています。人権を尊重する社会づくりのためには、教育・啓発は大きな役割を果たし、学校・家庭・地域の連携が一層重要になっています。</p> <p>しかし、依然として女性、子ども、高齢者への暴力や外国人に対する偏見など様々な人権問題が存在していると言わざるを得ません。さらに、近年では、社会状況の変化に伴いインターネットを利用した人権侵害が数多く生じており、それぞれの課題解決に向けて継続的な取り組みが必要となっています。</p> <p>また「基本的人権の尊重」と「法の下での平等」を定めた憲法のもと、わが国は男女共同参画に向けた様々な施策を国際社会と連動しながら進めてきました。平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題と位置づけています。</p> <p>本市では、平成8年の「行橋市女性問題懇話会」設置を皮切りに、「第1次・第2次行橋市男女共同参画プラン」の策定や男女共同参画センター「る～ぶる」の開設等を行ってきました。また、平成16年に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を施行し、平成17年には福岡県で4番目となる「男女共同参画宣言都市」となりました。</p> <p>しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が、依然としてあらゆる分野に根強く残っています。このような状況から、男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性を尊重される社会を築くため、男女が社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに支えあう社会を形成することが緊急かつ重要な課題となっています。特に、少子高齢化が進む昨今、男女共同参画社会の早期実現が求められています。</p>
	② 施策の基本方針

③ 施策の内容 (主要施策)	主要施策名(1)	人権意識の向上
	人権問題をすべての人の問題として多面的にとらえ、一人ひとりの人権意識を高め、人権に配慮したまちづくりを進めるため、家庭、学校、地域との連携を図り、人権啓発を積極的に推進します。	
	主要施策名(2)	人権問題相談体制の充実
	相談内容が複雑・多様化しているため、人権問題に携わる関係団体や法務局などとの連携を強化し、安心して相談できる体制を構築します。	
	主要施策名(3)	虐待・暴力防止の取組み
	子どもへの虐待や女性に対する暴力は、社会全体で取り組むべき問題であり、私たち一人ひとりが、いかなる虐待・暴力も許されるものではないという認識を持ち、被害者が声を上げやすい社会づくりをすることが重要です。そのため、民間団体や企業への研修会など自主的な取組みを推進します。	
	主要施策名(4)	民間事業者への意識啓発と男女共同参画条例の周知徹底
	市登録業者における「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出等を通じ、民間事業者への意識啓発を進めるとともに、出前講座を広く開催することにより、「行橋市男女共同参画を推進する条例」の周知徹底を図ります。また、男女共同参画を推進する日・月間に、広く啓発を行います。	
主要施策名(5)	男女共同参画センターの充実	
男女共同参画を推進するための拠点機能を充実させるため、男女共同参画センター「る～ぶる」において各種講座・イベントや団体交流支援、情報収集及び調査・研究を実施し、市民に広く開かれた拠点となるよう努めます。		
主要施策名(6)	第2次男女共同参画プランと女性参画の推進	
各所管課との連携を図って、5年ごとに見直しを行い、施策の充実に努めます。また、計画の推進状況についての評価を実施し、内容を広く公開します。また、女性人材バンクを活用して審議会、委員会などへ登用する女性委員の目標を4割に設定し、政策・方針決定過程への参画を推進します。		

④ 目標指標	指標名(単位)	過年度実績		評価年度	目標値				達成度の説明(H24年度)
	市民講座(コスモス人権セミナー・公民館出前講座)参加者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	コスモス人権セミナーと公民館出前講座の参加者は年々増加し、一般市民への啓発が進んできている。
	行橋企業体人権・同和研修会参加者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	企業体研修の参加企業が固定化されているので、今後、より多くの企業が参加できるような研修を行っていききたい。
	DVに関する啓発講座の参加者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	これまで、教職員向けにDV研修会を行い、一定の成果を上げた。今後は、対象者を一般市民まで拡大し、DV予防に役立てていきたい。
	行橋市人権問題啓発・研修にかかる講師人材バンクの登録者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	講師人材バンクの登録者数は増加しておらず、人材の有効活用が充分に行われていない。今後、セミナー等でもっと人材の活用を図っていききたい。
	審議会などの委員への女性委員(%)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	審議会委員への女性の登用率は伸び悩んでいるが、積極的に女性人材バンクより登用をしていきたい。
	男女共同参画センター登録団体数(団体)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	センターでの講座・イベント等へ積極的に参加してもらい、市の拠点としてのセンターの活用を促進していききたい。
	第2次男女共同参画プランの推進率(%)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	女性リーダー育成については、海外研修等の参加が増えたが、人材バンクの登録の増加が増えない。
	市職員のうち女性管理職の割合(%)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	23年度に2名の女性管理職が退職したことにより数値が下がっている。人事考課等を参考にしながら女性管理職の任用を推進していく。
	市職員の育児介護休暇の取得率(%)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	24年度は、育児休業取得可能職員のうち、女性職員の比率が高かったことにより数値が上がっている。男性職員の育児休業について、積極的に取得促進を図る。

⑤ 施策構成 事務事業	事務事業名	事務事業の内容	事業費(人件費込、単位:千円)			優先順位	
			H23年度実績値	H24年度実績値	H25年度見込額		
	1	人権啓発強調月間事業	福岡県独自の取組みとして毎年7月を同和問題啓発強調月間と定め、人権に関する教育・啓発を実施し市民の人権意識の高揚を図る。	956	915	1,122	3
	2	人権週間事業	世界人権宣言採択により毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め人権尊重思想の普及高揚の為啓発を行う。	985	1,209	1,360	1
	3	各種人権研修会開催事業	人権セミナー等の講座で人権啓発を行うと共に、担当職員が講座の主催等に資するため、人権研修に参加する。	1,160	1,297	1,375	5
	4	研修会等参加助成金交付事業	人権啓発や事業等の実績のある団体に、大会、研修会等への参加費を助成し、関係者の意識醸成や指導者となる人材の育成を図る。	8,555	7,686	7,437	11
	5	人権啓発冊子作成事業	差別や偏見による様々な人権侵害が発生し、人権問題も多様化・複雑化している為、人権問題に対する正しい理解と認識を深める。	1,771	1,708	2,114	7
	6	人権擁護事業	部落差別、障がい者、女性等のあらゆる差別をなくすための特設人権相談所の開設、人権擁護委員協議会への助成を行う。	333	331	343	16
7	婦人保護事業	女性が夫や恋人など身近な立場の男性から受ける様々な暴力行為、肉体的暴力、言葉の暴力・性的暴力等から女性の保護を行う。	4,335	4,448	4,820	6	

5	8	母子生活支援施設措置事業	DV被害に遭った母子を保護する施設に対して補助を行う。	30,914	19,652	23,604	13
	9	地域人権啓発活動活性化事業	児童に人権の花「ひまわり」を育ててもらい、「一つのを育てる共同作業や思いやりの心をもつ大切さ」を身につけさせる。	74	61	80	14
	10	男女共同参画センター運営事業	男女共同参画を推進するための拠点としてのセンター機能の整備及び充実を図る。	5,335	5,537	5,315	2
	11	パソコン講座開催事業	パソコンの技術の向上を図ることで、女性に社会進出の機会を与え、就業支援を行う。	157	319	393	12
	12	るーぶるフェスタ開催事業	男女共同参画センターの名を周知するとともに、男女共同参画についての広報・啓発を行う。	129	195	205	8
	13	福岡県女性の翼助成事業	地域で活躍している女性を海外へ派遣し、国際的視野を持ち活動できる人材を育成する。	0	250	125	15
	14	男女共同参画ネット助成事業	男女共同参画社会の実現を目的とした事業を行っている参画ネットに対し助成する。	500	500	500	4
	15	男女共同参画市民企画事業助成事業	男女共同参画に関して市内で活動する市民団体及び自主グループの育成・支援を行う。	112	110	120	18
	16	人権教育推進事業	人権啓発図書の購入や、各種協議会負担金の助成を行い、人権教育の実践に役立てる。	70	70	71	17
	17	人権教育研修事業	担当職員が人権研修会に参加し専門知識を身につけ、学校教育等で問題解決に役立てる。	481	464	613	9
18	県奨学金返還事業	経済的理由で就学困難な者に貸付けた奨学金の返還事務につき県より委託を受けた事業。	226	176	246	10	

6	<p>施策全体の今後の方針と展望 (主要部長の意見)</p> <p>人権全体の取組みとしては、概ね目標値に近いものがあるが、研修助成金のあり方の検証、るーぶるの施設のあり方等は一考を要し、女性審議会委員、女性管理職の登用に関しては、いろんな角度からのアプローチが必要。</p>
---	--

7	<p>総合計画審議会からの意見及び指摘事項等</p> <p>人権問題は、目には見えなくとも意外とみんなの身近に潜んでいるものである。しかし、その多くは人々に深く理解されることなく、いつの間にか徐々に顕在化していき、結果として大きな社会問題となっているように思える。行政としては、現在の社会が抱えている人権問題にはどのようなものがあり、どのような意識をもって生活していくべきなのかを市民に十分に周知する必要があると思う。</p> <p>また、そのように未然に防止する取組みを行いつつ、いじめやDV等で既に被害を受けている者に関しては、慎重に対応し、責任をもってケアしていく必要もある。</p> <p>ただし、これは非常にデリケートな問題なので、知識や経験、スキルを持った職員の配置を検討するべきではないか。</p>
---	--

8	<p>施策の最終方針 (市長の意見)</p> <p>人権問題については、本市は、全ての市民の基本的な人権が尊重され、平和で明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、人権教育及び啓発の充実、差別意識の解消のための施策を推進し、お互いの尊厳を認め合い、一人ひとりが大切にされる心豊かな社会の実現を目指す。DV問題については、相談件数の増加や複雑化に対応するため、相談体制を充実するとともに、地域、学校並びに関係機関との連携を一層強め、DV防止の啓発や、被害に苦しむ方々の早期発見・早期対応とめる。一方、男女共同参画社会実現のため、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性を尊重し、男女があらゆる分野で対等に参画できる社会づくりに取り組んできたが、今後も啓発活動として、標語や写真のコンテストを実施し、地域活動や経済活動等に積極的に参加できるよう資格や技術が習得できる講座等も開催する。</p>
---	---